

優先評価化学物質の審議において確認が必要とされた事項について

平成23年1月21日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会における優先評価化学物質の審議において、確認が必要な事項があるとされた4物質の扱いは以下のとおりとなった。

二監 No. 802 ニトリロ三酢酸

本物質の発がん性について確認が必要となっていたが、IARC上2Bに区分されており、事務局案どおり優先度マトリックスにおける発がん性クラス「2」であることが確認された。したがって本物質は優先評価化学物質相当と判定された。

二監 No. 908 ジトリデカン-1-イル=フタラート

本物質の一般毒性の重大性に関する不確実係数の付与について確認が必要となっていたが、不確実係数の付与の根拠としていた膀胱の移行上皮過形成が重篤な変化では無いことが確認されたことから、当該不確実係数は事務局案の「10」から「1」と修正することとされた。したがって本物質の優先度は「中」と変更され、優先評価化学物質相当ではないと判定された。

三監 No. 164 1,3-ジクロロプロペン

本物質の藻類生長阻害試験の急性毒性値と慢性毒性値が通常想定される以上に大きく異なるため、慢性毒性値の信頼性について確認が必要となっていたが、用量反応性については適切に評価されていることから、当該試験は信頼性があり、事務局案どおり有害性クラス「1」であることが確認された。したがって本物質は優先評価化学物質相当と判定された。

三監 No. 166 3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン

本物質のミジンコ遊泳阻害試験、ミジンコ繁殖阻害試験及び藻類成長阻害試験の被験物質の純度が低いため、試験で得られた毒性値の信頼性について確認が必要となっていたが、今後、不純物の成分の精査等を行う予定であり、現時点では信頼性の確認はできていない。したがって、本物質の判定は保留とされた。